

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（<u>農地保有合理化事業に係る農地の取得</u>に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）</p> <p>第64条の6 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第4条第2項</u>に規定する農地保有合理化法人が、<u>同項第1号</u>に規定する農地売買等事業（同条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により<u>政令第39条の6</u>で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について<u>開発した</u>場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として<u>政令第39条の7</u>で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該<u>農地保有合理化法人</u>によるこれらの土地の取得に対して課する不</p>	<p>（<u>農地保有合理化法人等の農地の取得</u>に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）</p> <p>第64条の6 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第8条第1項</u>又は<u>第11条の12</u>に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「<u>農地保有合理化法人等</u>」という。）が、<u>同法第4条第2項第1号</u>に規定する農地売買等事業（同条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により<u>法第73条の27の6第1項の政令</u>で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について<u>開発をした</u>場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として<u>法第73条の27の6第1項の政令</u>で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農</p>

動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地保有合理化法人の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の7 [略]

2 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地であって、同項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3～6 [略]

7 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項又は第2項の規定の適用があることとなったときは、当該土地改良区又は農地保有合理化法人の申請に基づいて、これらの規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

8 [略]

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免

業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地保有合理化法人等の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の7 [略]

2 農地保有合理化法人等が土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地であって、同項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人等による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3～6 [略]

7 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項又は第2項の規定の適用があることとなったときは、当該土地改良区又は農地保有合理化法人等の申請に基づいて、これらの規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

8 [略]

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免

除等)

第64条の9 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人がその組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受けた場合において、当該出資に係る土地を取得し、かつ、当該土地の取得の日から5年以内に当該土地を同項第1号に規定する農業の用に供したときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

附 則

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第23条の3 第64条の6第1項農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成元年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年4月1日から平成22年3月31日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「から5年」とあるのは「から5年(知事その取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」と、「5年以内の期間(当該不動産が同項」とあるのは「5年(知事その取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)以内の期間(当該不動産が附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」とする。

除等)

第64条の9 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人がその組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受けた場合において、当該出資に係る土地を取得し、かつ、当該土地の取得の日から5年以内に当該土地を同項第1号に規定する農業の用に供したときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

附 則

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第23条の3 第64条の6第1項に規定する農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成21年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日から平成22年3月31日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「から5年」とあるのは「から5年(知事その取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」と、「5年以内の期間(当該不動産が同項」とあるのは「5年(知事その取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年)以内の期間(当該不動産が附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前のこの条例による改正前の岩手県県税条例第64条の6第1項及び第6項並びに第64条の7第2項及び第7項並びに附則第23条の3に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。